

児童相談課
相談援助担当

里親支援センターの整備について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、児童福祉施設に位置付けられた里親支援センターについて、令和7年10月に、港区児童相談所内に民設民営の手法により整備します。

1 里親支援センターについて

里親のリクルートからアセスメント、マッチング、児童委託中の支援、委託解除後のフォローまで継続的・包括的に支援する里親に関する業務のほか、里親になろうとする者について、里親制度等普及促進、研修、トレーニング業務、その他の援助を行うことで家庭養育を推進することにより、委託児童が心身ともに健やかに育成されるようその最善の利益を実現する児童福祉施設です。

2 設置場所の概要及び経緯

(1) 概要

住所 (所在地)	港区南青山五丁目7番11号 (子ども家庭総合支援センター2・3階(児童相談所内) の一部)
面積	47.3㎡

(2) 経緯

平成28年の児童福祉法の改正により、実の家族と暮らすことができない児童の家庭養育優先の原則が明確化され、里親支援が児童相談所設置市等が行うべき業務に位置付けられました。里親委託の目標値、里親支援を行う機関の整備など具体的な計画が策定され、里親委託等の推進が進められています。

区は、令和3年4月の児童相談所開設以降、里親に関する業務を民間機関に業務委託し、民間のノウハウや経験を活用しながら行ってきました。

このような状況の中、国は児童福祉法改正(令和6年4月施行)において、里親支援の更なる充実強化を図るため、里親支援センターを新たに児童福祉施設として位置付け、児童相談所設置市等に里親支援センターの設置を努力義務としました。

3 区における里親支援センター整備について

今回の法改正における里親支援センターの整備は、これまでの里親に関する業務の質を維持、強化し、家庭養育の一層の推進により児童の養育環境を向上させるものであり、民間機関が更なる独自性を発揮して新たな拠点となることで、区民サービスの質の向上を図ることができます。

そのため、設置及び運営については、民設民営の手法を採用し、公募により決定した民間事業者（社会福祉法人等）が区の認可を得た上で、里親支援センターを設置し運営することとします。

4 スケジュール（予定）

令和7年	4月	公募開始
	6月	事業候補者決定
	7月	保健福祉常任委員会報告（事業候補者決定について）
	10月	開設